

指定管理施設・出資法人調査特別委員会会議録

日 時 平成30年7月23日(月) 開会時間 午前10時01分
閉会時間 午後 3時13分

場 所 委員会室棟 第4委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功
副委員長 上田 仁
委員 浅川 力三 遠藤 浩 宮本 秀憲 乙黒 泰樹
水岸 富美男 古屋 雅夫 小越 智子

委員欠席者 渡辺 英機 望月 勝

説明のため出席した者

県民生活部長 立川 弘行
県民生活部次長 三井 薫 県民生活部次長 長田 公
県民生活・男女参画課長 小田切 春美

福祉保健部長 小島 徹 福祉保健部次長 中澤 和樹
福祉保健総務課長 小野 眞奈美 子育て支援課長 下條 勝
障害福祉課長 小澤 清孝

県有林課長 鷹野 裕司

防災局長 若林 一紀
防災局次長(総務部次長兼職) 神宮司 易
防災局次長(防災危機管理課長事務取扱) 小澤 祐樹

県土整備部長 垣下 禎裕
県土整備部次長 小澤 浩 県土整備部技監 望月 一良
県土整備総務課長 成島 春仁 都市計画課長 樋口 有恒

教育長 市川 満
教育次長 小島 良一 教育委員会事務局次長(総務課長事務取扱) 塩野 開
社会教育課長 保坂 哲也 スポーツ健康課長 前島 斉

行政経営管理課長 石原 洋人

議 題 指定管理施設の管理の業務又は経理の状況及び県が出資している法人の経営状況の調査の件

会議の概要 まず、山田委員長から、部局審査の対象となる県出資法人及び指定管理施設の選定理由が説明された。

次に、部局審査及び現地調査の結果を踏まえ、意見がある場合は、審査意見書の様式により、8月23日までに事務局あて提出することとされた。

次に、本日の審査順序について、県民生活部、福祉保健部、防災局、県土整備

部、教育委員会の順で行うこととされた。また、部局審査では、部長等には概要説明の後、自室待機してもらい、必要に応じて出席を求めることとし、各法人の審査については、実務担当者から説明を受けることが了承された。

次に、午前10時01分から午後0時15分まで県民生活部・福祉保健部所管の指定管理施設関係、午後1時30分から午後3時13分まで防災局、県土整備部、教育委員会所管の指定管理施設関係の審査を行った。

※ 山梨県立男女共同参画推進センター【県民生活部】、山梨県立愛宕山こどもの国、山梨県立愛宕山少年自然の家、山梨県立あゆみの家【福祉保健部】関係

質疑

(山梨県立男女共同参画推進センターについて)

遠藤委員 まず、3施設あるんですけども、利用者数の推移ですが、こういう中で、設置目的が学習の機会と交流の場ということでありまして、利用者像というんですか、どういう方が利用されていて、男女問わず利用されているのかどうか、利用者像がちょっと見えないので、その辺、御説明いただきたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 このセンターは、目的にもありますとおり、男女共同参画の普及啓発を図る事業をしているところでございますけれども、そのほかにも地域においてさまざまな活動を行っている団体の皆さんの交流の場と情報交換の場としても支援をしているところでございます。

実際に使われている方、まず、現状では男性が3分の1、女性が3分の2ぐらいの割合になっておりまして、年代別で言いますと、やはり60歳以上の方が最も多く4割以上を占めておりまして、その後、50歳代、40歳代という形になっております。なかなか若年層、10代、20代の方の利用が少ないという状況にはなっております。

遠藤委員 今、御説明をいただいたんですけども、地域の中でもいろいろな活動をされているグループがあるんですけども、固定化されていて、なかなか新規参入というんですか、新しい方が入ってくるということが地域の中でも難しい状況にあるということで、その辺、地域の課題でもあるかと思うんですけども、県としてどういう取り組みをされているのか、男女共同参画に関して何か取り組みがあったら御説明いただきたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 確かに、今、委員がおっしゃいますとおり、3館とも利用者が固定化している状況ですとか、あとはやはり団体自体も高齢化をきてきておりまして、利用が縮小してきているという状態が今の利用者減につながっているものだと考えております。センターといたしましても、今までやってきた既存事業、例えばパソコンの基礎講座など、需要が少なくなっているような事業はちょっと見直しをして、また集約をしたりですとか、また新しい若い世代の方々に使っていただけるような、例えば子育て世代の方を対象とした講座ですとか、女性が活躍できる職場環境について考える講座ですとか、そういうものも、いろいろテーマを掘り起こして事業として実施をしているところでございます。

遠藤委員 今の女性の職場環境とか、この説明の中でも女性の起業に対する事業みたいなことをやっているということなんですけれども、どうですか。感覚として、関心

があるのかどうかというところをお伺いしたい。

小田切県民生活・男女参画課長 なかなか実際のところ、それほど、こちらが想定したほどまだ利用者がいないというのが実態でして、やはり周知も足りないのかなというところは感じているところでございます。

遠藤委員 この周知ですけれども、情報を欲しいと思っているところにしっかりと届いているかどうか、いろいろな自治体が活動されているものもそうだと思うんですが、そういううまいポイントを見つけることも大事だなと思うんですけれども、その辺の周知のやり方、どういったところに向かっているのか、お聞かせいただけますか。

小田切県民生活・男女参画課長 現在、若い世代の方々も視野に入れるところで、ホームページですとか、あとはTwitterとかFacebookなど、SNSを通じた発信も積極的に行っているところでございます。あと、ぴゅあが情報誌を2,000部ほどつくっておりますので、そういうのを、市町村や図書館、公民館に配って、こういう事業をするという周知に努めているところで。

また、それぞれ3館とも自主事業を行っておりまして、例えば趣味のような講座ですとか、フリーマーケットですとか、ちびっこ運動会のような、子供を対象にしたような自主事業もそれぞれ工夫を凝らして行っており、そういうことによりまして、そこにそういうセンターがあるという、気軽にセンターを利用させていただきたいというところと、センターが行う男女共同参画事業を知っていただいて、関心を持っていただくきっかけにもしていただきたいと思っているところでございます。

遠藤委員 ちょっと話は違うんですけれども、農業の高齢化があって、地元の話をしみると、高齢化で課題があるということはわかっていたんですが、ここ一、二年で急激に耕作放棄地が増えてくるという状況があって、現状、この数字で推移しているかもしれないけれども、あるときパタッと途切れてしまうこともあるかなと思うので、その点、注意をしていただいて、今後、PR活動をしていただきたいなということが1点あります。

それから、もう一つ、気になったのは、ぴゅあ総合と峡南のほうで、冷暖房とか修繕がかなりかさんで、全体的にも修繕がかさんできているんですけれども、この辺の、お金がかかる部分なので、今後の対応はどうしているのか、現状、どういうふうにしているのか、お伺いしたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 まず、最初の周知に関しましては、センターのほうでも利用者の方の要望を把握して魅力ある事業の実施や、若い世代、出張講座で小学校などにも行っておりますので、そういう若い世代に対して働きかけをして、今後も利用者を増やすような取り組みをしていきたいと考えております。

修繕につきましては、確かに建物が古くなってきて、毎年、ここを直すという計画を立ててはやっているんですけれども、急に冷房が壊れたとかというところが確かにございますので、そこはよくまた指定管理者とも連携をしながら、利用者の方々に気持ちよく使っていただけるような形で、建物の管理運営をしていきたいと思っております。

乙黒委員 何点かお聞きしたいんですけれども、先ほどぴゅあ総合では148事業1万8,921人参加という中で、どんな講座をやっているのかをちょっと聞きたかった

んですけれども、先ほど遠藤議員の質問の中で触れられていたので、そこは割愛させていただきますけれども、男女共同参画という部分で言うと、やはり女性が活躍していくためには、男性が家庭の部分、どういうふうにサポートしていくかというような部分も重要になってくると思うんですけれども、こうした講座の中で、先ほど男性は3分の1ぐらいなんていうふうにおっしゃられていましたが、具体的に男性をターゲットにしたどのような事業をやっているか、その部分についてお聞きしたいと思います。

小田切県民生活・男女参画課長 やはり女性が活躍するためには、男性の方に家事や育児の役割を担っていただくような、そういう意識啓発が必要だと思っております。毎年6月の男女共同参画推進月間があるんですけれども、その一連行事としまして、家事や育児に取り組む男性を対象とした、カジダン・イクメン写真展などを開催しております。あと、初心者のための料理教室ですとか、父親を対象にした親子工作教室など、男性の家庭における役割の重要性などについて、意識啓発をしていただくような講座も実施しているところでございます。

また、これは29年度、新しい事業なんですけれども、ふだん、やはり男性の方々ですと、家庭や子育てについての悩みとか、そういうものを語り合う場が少ないという御意見も聞きますので、「男の子育て」座談会という名前ですけれども、そういう子育て中の悩みや不安などをお父さん方が語り合うような講座も実施しているところでございます。

乙黒委員 やはりこの男女共同参画という部分で言うと、なかなかほかの公民館活動とか、そういった部分とは違った、そうした啓蒙活動という部分も重要かと思えますし、先ほど、今、男性の家庭参画という部分で考えれば、やはりもう少しその辺、うまくPRしていく必要があるのかなと思えますので、しっかりとやっていただきたい。

特にこれから、男性も女性もですけれども、ワークライフバランスという部分が重要になってくる中で、やはりこの社会に即した、変化に即した形で、今後、どのような取り組みをしていくのか、そういった部分があればお聞かせいただきたいなと思えます。

小田切県民生活・男女参画課長 県でも、平成28年度に第4次男女共同参画計画をつくりまして、それに沿って事業を行っているところでございますけれども、そこではやはり女性の活躍というところに視点を置いております。そのためには、家庭においても男女共同参画を進めていくことが必要ではないかと考えておりますので、女性の活躍の支援とか、家庭における男女共同参画という、そういうところに資する事業をこれから充実させていきたいと考えているところでございます。

また、センターがそれぞれやはり地域住民の皆さんの意見交換とか情報交換の場になって活動の拠点となるような形で、地域の方々のネットワークづくりなどを支援していきたいと考えているところでございます。

乙黒委員 最近の若い人は、以前と比べてやはり子供を育てたりとか、男性同士で子育てについて考える機会というのは格段に増えていると思うんですね。そういったときに、こういう場があるということをやはりうまくPRをして、ほかの施設と違った目的という部分、しっかりと重視していただいて、PRして頑張っていただきたいと思えます。

小越委員 まず、説明資料の3ページで、確認させてもらいたいんですけれども、入館者

数と事業参加者数と利用者数というのがあるんですけども、入館者数と事業者参加数を足して利用者数の合計になっているかと思うんですけども、入館者が8万130人、利用者が9万9,051人というのは、入館と利用というのはどういうふうに違うんでしょうか。どうやってカウントしているんですか。

小田切県民生活・男女参画課長 入館者数というのは、その施設を利用される方の情報交換の場として、団体が利用している人数になります。事業参加者数は、ぴゅあのほうで講座をして、その事業に参加をされている数ですので、そこは参加者数という形で数を数えているところです。入館者数につきましても、その施設を使うときに申請をしていただいています数がございますので、その数で数えているところがございます。

小越委員 入館して事業に参加するというのが、入ってその場所に行くもんですから、入館者の中に事業参加者数が含まれているのであれば、これ、引き算しなきゃいけないかと思うんですけども、ここのカウントの仕方はどうなっているんでしょうか。

小田切県民生活・男女参画課長 入館者数と事業参加者数はまた別のものです。事業というのが、ぴゅあのほうで主催をして企画をしている事業、講座の参加者数になりまして、入館者数はそれ以外のそれぞれの団体が使うときの数、使うときの講座の参加者数です。自主事業のほうは事業参加者数に入りますので、入館者数はそれ以外のところの数になります。

小越委員 ということは、入館者の数の中に事業参加者数は含まれないので、別枠でいくということで理解いたしました。

それから、4ページのところの外部委託費なんですけれども、設備管理業務と保守点検業務は具体的にどんなものがあるんですか。

小田切県民生活・男女参画課長 設備管理業務としましては、例えば空調の点検や、冷温水のポンプの点検、貯水槽の清掃などが設備管理になります。保守点検というのは、エレベーターの管理ですとか、自動ドアの保守点検などになります。

小越委員 この清掃業務と設備管理業務は毎年同じ金額なんです。多分、随契で4年とか5年の指定管理のところだけ、この金額でいくと契約を結んだと思うんですけども、保守点検のところは金額が毎年違うんですけれども、これはどうしてなんですか。保守点検は随契でずっと結んでいるんじゃないかと、毎年、出来高というか、精算払いしているのか、ここの違いは何かあるんですか。

小田切県民生活・男女参画課長 済みません、保守点検業務の契約に関しましては、また確認をして、後ほど御報告させていただきます。

小越委員 どこでも、多分、3年、4年とずっと同じ金額が出ている施設が多いんですけども、たまに同じ金額じゃないところもあるので、どういう考え方をしているのかなと思っています。

それから、7ページです。評価結果のところ、大規模修繕が必要な案件については県に報告したとあるんですけども、具体的にはこの外壁塗装28万円、もっと大規模な修繕というのは県に報告されているのか、どのような対応をしたのか、教えてください。

小田切県民生活・男女参画課長 この維持管理業務のところにあります大規模修繕が必要な案件については県に報告したというのが、この北側外壁修繕のことになります。

小越委員 それから、先ほど遠藤委員からも話があったんですけども、この男女共同参画の1ページの設置目的は、男女共同参画に関する学習の機会と交流の場を提供しとあるんですけども、私もしょっちゅう使わせてもらっている施設ですけども、会社とか企業の方々が使っている例も散見されるんですけども、そういう方々はどのくらい使われるのか。男女共同参画とはちょっと違うなというものの、会社のいろいろなセミナーですとか、そういうようなところにはどのくらい利用されているんですか。

小田切県民生活・男女参画課長 どのくらいというのは、人数ということですか。件数と人数。後ほど調べて御報告させていただきます。
(第2グループの開始前に、ぴゅあ総合では、295件、人数にして7,222人が企業名で申し込んでおり、入館者数全体の80,180人の約9%にあたる状況であると小田切県民生活・男女参画課長の答弁が行われた。)

小越委員 それから、先ほど乙黒委員からもあったんですけども、どんな事業をしているのか、この自主事業というか、事業参加者数、事業参加がどのくらい増えているかというのが、男女共同参画の設置目的、一番合致しているかと思うんですけども、ここの指定管理を受けているやまなし文化学習協会の出資法人のほうのページを見ますと、相談対応事業というのがあるんですね。いろいろな講座とか催し物以外に、女性の総合相談とか、暴力の相談とか、男性の総合相談、これは時間は何時から何時まで、平日も含めて夜遅くまでやっている、休日もやっているのか、その事業内容はわかりますか。

小田切県民生活・男女参画課長 女性の総合相談につきましては、平日の9時から17時まで、電話、あるいは面接で直接相談を受け付けているところがございます。男性総合相談につきましては、ぴゅあ富士のほうで月1回やっているところがございます。毎月第1日曜日の13時から17時まで、電話相談のみを受け付けているところでもあります。また、ぴゅあ総合では配偶者からの暴力に関する相談も受け付けておりますので、それは女性総合相談と同じ時間帯で受け付けているところがございます。

小越委員 もう一つ聞きたいんですけども、この説明資料の山梨県立男女共同参画推進センター設置及び管理条例のところを見ますと、1ページのところに指定管理による管理で、教育委員会は、と書いてあるんですね。教育委員会はこの団体にセンターの管理を行わせるものとするとして書いてあって、2ページ、3ページのところにも、教育委員会の承認を受けて、例えば臨時休館日をと、利用料の減免も教育委員会規則に定める場合はと書いてあるんですけども、この条例上は教育委員会は、と書いてあるんですけども、所管は県民生活・男女共同参画課ということで、それは所管なんですけれども、この条例との関係で教育委員会とどのようにやっている、連携しているとか話がついているのか、この条例上でいくと教育委員会が判こを押してやるということになっているんですね。どのようになっているんでしょう。

小田切県民生活・男女参画課長 設管条例につきましては、昭和58年に総合女性センターと

して、ぴゅあ総合のところですけども、当時の文部省の補助金を利用して建設をしたため、財産管理上の所管が教育委員会になっているところがございます。実際の事務、資産管理運営につきましては、地方自治法にのっとりまして、教育委員会から県民生活部に委任されておりまして、県民生活部の当課が所管をしているところがございます。

小越委員 先ほどの御説明の設置目的のところ、愛宕山少年自然の家では教育委員会からの委任と書いてあったんですね。ここもそういうふうに書いてもらったほうがいいんじゃないかなと思っております。

山田委員長 そうしますと、先ほどの設備管理業務の部分が定額、ここのがちょっとおかしいと思うけれども、それについては後ほどですか。多分、私が思うには、保守は、エレベーターとか緊急通報は定期保守金額で、そこに異常があればバッテリーを交換しろとか、ロープを変えろとか、それが、多分、ここに入って、保守点検業務であって、設備管理業務はもう定額で決めてあるから、そこで何か問題が出たら修繕費で対応しているんだと思うけれども、一応、答えられますか。

小田切県民生活・男女参画課長 委員長のおっしゃるとおりで、やはり保守点検業務につきましては、毎年やらなくてもいい保守点検業務がございますので、特殊な何年かに一度みたいな点検がございます。そういうところで、こちらは毎年度、金額が違うような形になっております。

上田副委員長 センターの設置目的でもある男女共同参画の推進のために、例えば県の行政と市町村の行政のすみ分けというのか、連携というのか、そこら辺はどんなふうに行っているのか、教えていただけますか。

小田切県民生活・男女参画課長 男女共同参画に関する計画につきましては、県でもつくっておりますし、それぞれの市町村でもつくって、その計画にのっとり男女共同参画を推進しているところがございますけれども、なかなか市町村だけではできない、例えば広域連携ですとか、あと、人材の研修ですとか、そういうところは県のほうが支援をしましてやっていくような形をとっているところがございます。

上田副委員長 全体に関する連携みたいなことは県がするということですけども、そういうことの計画の話し合いというのか、この部分は県ですよ、ここは市町村でお願いしますよみたいな打ち合わせというのか、そういうことをちゃんと、役割分担をした上でそういうふうになっているのかどうか、教えてください。

小田切県民生活・男女参画課長 特にここからここまでを市町村とか、ここから県という、そういう役割分担をしているわけではないんですけども、市町村のほうで、もし支援が必要なところ、相談等があれば、それに対して県としても、そこは県が支援をしていくよ、そういうスタンスでいるところがございます。

上田副委員長 いわゆる行政、何でもそうですけれども、二重化ということがあって、そこに重複している部分があったり、両方に任せきっちゃっているから抜けている部分があったりということがああると思うんです。特にこんな趣旨のものについては、市町村でも一生懸命いろいろな部署でやられているし、県でもそれを応援するような、サポートするという形でやられているんだと思うんですけども、そこはやはりある程度、お話し合いをして、システムチェックにやっておかないと、両方

で同じことをやっていたり、または両方で抜けていたりということがああると思うんですね。

そこら辺のすみ分けと、あと結果がどうだったということをトータルでやっていかないと、県民というか、市民というか、そういうところのサービスの効率化とか向上につながらないのではないかなという趣旨から思ったんですけども、そこをどうやっていくのか、また今後、そこら辺が課題であればやっていく必要があるかなと思ったんですけども、いかがでしょうか。

小田切県民生活・男女参画課長 今、市町村の担当者会議などでそういう話はしているんですけども、ただ、市町村もそれぞれそういうフェアをしたり、セミナーをしたりしております。県としても、なかなか市町村がどういう取り組みをされているのかというのがわからない部分も実際にありますので、そういうところは市町村のほうに出向いていたり、参加をさせていただいて、それぞれの市町村の取り組み、県の取り組みというのを知っていただく中で、連携を図ってやっていきたいと考えております。

山田委員長 例えば甲斐市なんかも男女共同参画推進委員会みたいなのがありました。やはりセンターから館長が来てやっているの、県の支援というか、そういうのは、多分、かなり、このびゅあの施設は使わないけれども外には出ているというのは私も実感として、ほぼ毎年やっていますので、できているのかなとは思っております。

(山梨県立愛宕山こどもの国について)

宮本委員 まず、幾つかお伺いしたいと思います。初めに90ページの5の運営目標の達成状況ですが、これによると2行目に、利用者数は前年度より1万2,669人の大幅増というのがあるんですけども、理由が下の行とその次の行に書いてあって、1つは、梅雨の時期に雨の日が少なかったこと、夏休み期間、過ごしやすい日が続いた、こういう理由が挙げられていまして、その下にも、ライオン池の周辺整備を行い、涼をとりやすくしたのが増につながったとあるんですけども、とりわけ3行目の理由というのが、約1万2,700人ですか、増えた理由が天候に左右されて、要するに涼しくなるとみんな来て、涼しくならないと来ないとも感じ取れるんですけど、これだけ増えた理由というのはやはり天候が大きかったと分析されているということによろしいんですか。

下條子育て支援課長 指定管理者がホームページ、テレビ、ラジオ、各種広報誌等で熱心にPRをしていただいております。各学校や幼稚園、保育園等にもチラシ、パンフレット等、イベント一覧を送付いたしまして、非常に熱心なPRをしていただいております。また、魅力ある主催事業、自主事業を実施していただいておりますので、そういう中で増加したと考えております。

宮本委員 そうすると、これまではたまたま、平成28年から29年に一気に1万2,700人弱増えたということなんですけれども、そんなにPRしてこなかった、突然来たという認識でよろしいんですか。

下條子育て支援課長 これまでも、PRにつきましては、県外の中学校や近隣の中学校にチラシ、イベント一覧を持参しましてPRをし、また県内の幼稚園、保育所、それから県内の中学校にも訪問しましてPRはしているところでございまして、そうい

う継続した取り組みがありましてこういう結果になったと考えております。

宮本委員　　そうは理解していますが、ちょうど28年から29年にポンとはねて1万2,700人と増えたのはよいことだと思うんですけども、その分析が天候に左右されることと、周辺整備、ちょっとしたことでこんなに上がるって、経営分析としていかなものかと感じたので御指摘させていただきました。どんどん増えていただければと思います。

次の質問ですが、その下、7番の施設所管課の指導事項というところがあるんですけども、この3行目で、県外でも施設の広報活動を行っているというふうに、今のPRの話がありますが、当然、県外のお客さんに来てもらうということは、県外の施設と競合するわけでありまして、そうすると、県外の施設と我が県のこの施設の強み、違い、つまり我が県の施設はこれだけこういう強みがあるから来てもらえるんだ、その強みを教えていただければと思います。どう違うんでしょうか。

下條子育て支援課長　愛宕山こどもの国におきましては、利用者を特定せずに多くの方が利用できるということ、それから遊具なども修繕しておりますので、またそれも非常に使いやすいものとなっていること、それから広場だけではなくて変形自転車広場というのもございまして、これは休日等の利用になるんですけども、そこにおきましても非常に人気のある施設でございます。変形自転車は37台ほど用意してございます。そういうことがありまして、多くの方に利用できる施設であるということが、こどもの国の強みだと考えております。

宮本委員　　そうすると、この我が県のこどもの国は、修繕をちゃんとしていることと変形自転車が37台あることというのが、他県の施設と比べての強みであると、今、御答弁いただいたかと感じるんですけども、当然、たくさんの人に来てほしいわけですから、そして県外からPRするということは、県外にある施設と競合して、我が県の施設がいいよということをしてPRしているわけですね。そう考えると、他県のものがどういうもので、我が県のものはどういう強みがあってということは分析して当然かと思うんですけど、ぜひもしこの施設が今後もたくさんの来客者を、県外からも来てほしいということであるならば、そういった分析もしてほしいと強く思いました。

次の質問ですが、91ページの目標値の設定方法というのがここに書いてあるんですけども、これが例えば平成25年度、平成24年度の目標値の1%増とか、その次の年、ここに書いてあるんですけども、なぜ常に前の年の2%増というのを目標にして、この根拠はなんでしょうか。

下條子育て支援課長　こどもの国におきましては、前回の指定管理期間の最終年度の前の23年度、24年度の実績をもとにしまして、それよりも増やしていこうという考え方から、23年度、24年度の平均の2%増を見込んでいるところでございまして、それ以降も、毎年、目標値を2%増とし、多くの方に利用していただくことを目標にして設定したところでございます。

宮本委員　　根拠は理解しました。ただ、目標設定がちょっと高すぎるのではないかと。つまり目標割合というのが常に7割台になっているので、できれば100%とか90%とか110%で推移していたほうがいいのかななんて思うので、あまりに高すぎる目標ではないかなということをお印象として感じたので申し上げました。

次に92ページの収支のところの収入の事業収入というのがあるんですけども

も、事業収入の事業というのは主にどういったことをやっているのか、内訳を教えてくださいいただけますでしょうか。

下條子育て支援課長 事業収入、平成29年、29万5,670円でございますが、5つの主催事業を行っておりまして、その参加者負担金でございます。事業的には、四季を通じた愛宕山自然観察会、それから例えばファミリーサマーキャンプとか、子育て支援事業として、親子で交流会を行って一緒にピザをつくったり、またおもちゃ遊びを行ったりと、そういう事業を実施しているところでございます。

宮本委員 次に92ページの収支差額の欄、これが、今回460万円と収支差額が発生しているんですけれども、この理由と、これというのは、私も勉強不足でちょっとわからないんですけれども、指定管理者の収益になるのか、それともどういう扱いになるのか、そのことも合わせて教えていただければと思います。

下條子育て支援課長 こどもの国の収支差額につきましては、こどもの国では、まず収入の面で自動販売機収入など、指定管理者の取り組みによりまして収入が増加しているところでございます。支出につきましても、コスト意識を持ちまして経費の削減に努めているところでございまして、結果として460万円の収支差額となったところでございます。

この収支差額についてですが、これは指定管理者の経営努力によるものでございますので、県への納付は義務づけていないところでございますし、また逆に単年度で収支差額がマイナスになったとしましても、県は補填しないこととしております。

宮本委員 次に94ページのアンケートについてなんですが、6の上の表です。これで満足、どちらかといえば満足、どちらかといえば不満、不満とあって、とりわけ①の施設の状況と②の清掃状況を見ますと、どちらも、「どちらかといえば不満」「不満」が1割ほどおりますが、それ自体がどのように分析されているのか、この理由は何なのか、そういうところ、最後にお伺いしたいと思います。

下條子育て支援課長 施設整備に関する利用者の意見としまして、遊具を新しくしてほしいとか、トイレにウォシュレットをつけてほしいとか、そういう御意見がございまして、施設の老朽化が不満の主な理由ではないかと思われまます。トイレ清掃につきましては、委託しておりまして、毎日、清掃を行っているところでございますけれども、老朽化による設備の劣化もございまして、全ての利用者の方に満足していただけないという状況になっているかと思えます。

遠藤委員 今の収支差額のことでお伺いしたいと思いますけれども、102ページのほうを見ると、収入のほうで前年度繰り越しみたいなのがないんですが、単年度でこれだけ蓄積されているということでよろしいのでしょうか。毎年、この金額がどこかで確保されているということでよろしいんですか。

下條子育て支援課長 何ページでございましょうか。

山田委員長 102ページ。
少年自然の家はこの後ね。でも、質問の趣旨は同じことでしょう。

遠藤委員 同じ。

山田委員長　だから、ここで言えば92ページの400万円とその前の年の300万円が累積になっているのかどうかということですね。

遠藤委員　そうです。どこかで蓄積されているのかどうか。

下條子育て支援課長　この収支差額につきましては、指定管理者の経営努力によりまして、単年度で460万円のプラスの収支差額になったということをございまして、それにつきましては指定管理者の剰余金となるところでございます。ただ、指定管理者は公益財団法人でございますので、公益目的の事業、例えばこどもの国で言えば自主事業であるとか、そういうことを実施していただいて、このプラスの収支差額についてはそういうものに使っていただいていると理解しております。

遠藤委員　済みません、今の92ページですけれども、これ、毎年、これだけのプラスが出ていて、5年間で累積すると幾らになるんですか。2,000万円ぐらいになるんですか。これがどこかに確保されているという理解でよろしいのでしょうか。

下條子育て支援課長　累計しますと1,000万円を超える金額になりますけれども、これにつきましては、指定管理者が公益財団法人でございますので、毎年度、計画を持って公益目的の事業に使っていただいていると承知しております。

山田委員長　例えばその本体の財団の一事業の、本体のほうの経理があるわけ。この金額も一部、そっちにはたまっているかもしれないよ。そういう話を。多分、ほかも全部影響するから。

中澤福祉保健部次長　この青少年協会ですが、102ページの収支差額を見ていただくと、例えば25年度は、マイナスになっています。マイナスの年もあればプラスの年もある。それぞれ、ここは2つの施設ですけれども、単年度でプラスになる、マイナスになる部分もありますけれども、協会の会計全体の中でそれが協会に帰するものになるということをございまして、結果として、公益財団法人ですから、こういった公益目的の事業というのは収入と支出が均衡していなきゃいけないという原則がありますので、全体として、そこはしっかりと公益目的で使われていくと承知をしております。これは法人のほうの話になります。

山田委員長　法人は、事業費が50%を超えなきゃいけないという規定もあって、人件費で例えば1,000万円来たから、それを人件費で例えば800万円もとっちゃっているという、本来の公益事業とか一般財団法人の事業と違うという認定を受けるから、それで出てきたお金は各財団が繰り越して行って、どう使っているか、それはここでは指定管理の範囲からは越える。

この委員会としては、例えばここは2,000万円ぐらい、5年間出るんであれば、人件費がだんだん今からも皆さんの質問にあるように上がっていくという議論じゃなくて、繰り越しがあるところは2,000万円、今度は減らして入札をかけるぐらいの、そういう管理をしてもらいたいという部分も、言外にはそういうことが入っているということです。ちょうど見直しの4年なり5年になるので、委員会としてはそういうことをして行って、そうしないと、我々のこの委員会の存続意義がどこにあるのかと。

私の考えでは、そういう総合的なものを最終的に、答申ではないけれども、意見をまとめていかないと、私たちが一年一年、また来年は違うメンバーでやって、

ただ一年一年見ることも大事なだけけれども、それでは、今言う定期点検の保守のチェックをしているだけのことだから、そうでなくて、もっとやはり存続意義は、なぜこの指定管理施設、出資法人の委員会があるのかという意味で、今言う、遠藤委員の意見は大事なことかなと私は思っています。最終的に皆さんと、総括のところでそのことも議論していきたいと思えます。

古屋委員 幾つか同じような質問が出ましたけれども、遊具の関係と安全の関係についてちょっとお聞きしたいんですが、今現在、遊具類はどのくらい種類があるのか、まずお聞きしたいと思えます。

下條子育て支援課長 済みません、すぐにわかりませんので、また御報告させていただきます。また、この時間にわかればそのときに御報告させていただきます。

古屋委員 わかりました。その遊具の中で、定期的に、定期的ってどういう表現をしているのかわかりませんが、必ず1年に一遍はしなくちゃならない、そういった遊具がどの程度あるのか、あるいは故障があれば、いわゆる点検方法についてどのようになっているのか、お聞きしたいと思えます。

下條子育て支援課長 こどもの国の修繕につきましては、おおむね平均年20件程度、金額にしましても200万円から400万円程度の間で、毎年、修繕をしております。そういう状況でございますが、毎年、修繕しなければならないという遊具はございませんけれども、適宜、指定管理者及び県と一緒に修繕を行っているところでございます。

古屋委員 抽象的なお答えをいただいたんですけども、点検方法はどうなっているかということなんですけれども、その辺は、半年に一遍するとか、そういうことはどうなっているのかという、簡単に言えばそういうことです。どうなんですか。

下條子育て支援課長 大変申しわけありませんでした。こどもの国におきましては、毎日4回、職員が見回っております。夏の繁忙期におきましては5回、職員が見回っております。そういう中で、事故がないか、また正しい使い方をされているか、それからねじの緩みがないかというふうな点検をさせていただいているところでございます。

山田委員長 課長、多分、古屋委員の質問は、うちにある遊具の中には法定点検はないけれども、自主的にやっているとか、何かこう一つ根拠なり基準がないと、今の話だと答えにならないかな。

下條子育て支援課長 外部委託をしておりますが、法定点検、年1回実施しているところでございます。

古屋委員 その外部委託というのは、この中の指定管理以外のところに別で委託しているという理解でいいのか、あるいは指定管理者が点検業者に委託しているという理解でいいのか、その辺はどうなんでしょう。

下條子育て支援課長 外部委託経費のその他に含まれていて、外部委託で点検をさせていただいているところでございます。

古屋委員 具体的には幾ら委託料がかかっているのか。

下條子育て支援課長 年間6万6,960円の委託料を支払いしているところでございます。

古屋委員 92ページですけれども、その他を見ますと、私も理解不足があるんですけれども、平成28年は351万9,280円、今年度は515万1,403円でありまして、今、おっしゃられた33万8,000円、それ以外の部分のその他というのはどういう内容になっているのか、御説明いただきたいと思います。

下條子育て支援課長 外部委託のその他でございますが、汚水処理装置の維持保守管理料や、機械整備料、芝生の広場の芝刈りなど、そういう委託料でございます。29年度は、28年度と比べて多くなっておりまして、これにつきましては、落石防護柵を設置いたしまして、それに248万円ほどかかっておりますので、28年度と比べて29年度が多くなっているところでございます。

古屋委員 私も経理、あまり詳しくないんですけれども、汚水処理だとか芝生の管理だとか、言ってみれば固定費にほぼ含まれるようなものは別にわかりやすく計上したほうがよろしいかと思っておりますけれども、あくまでもそこは私の見解でありますから、その辺はどうなのか、まずお聞かせいただきたいと思っております。

山田委員長 課長、まず今言った中で、その他の中に100万円以上はあるんですか。

下條子育て支援課長 委託料の中でということですか。100万円以上は、先ほど言いました落石防護柵設置だけでございまして、ほかは100万円以上はございません。一番多くて27万円程度でございます。

山田委員長 私がよく言っているように、大体100万円以上は別記しなきゃいけないので、幾つかをまとめて500万円になったということになると、確かにその他って項目になるかなとは思いますが。

古屋委員 質問を変えます。あとは、先ほどの遊具関係に戻りますけれども、94ページの利用者の主な意見というところに、十数年たっている遊具もあるということの中で、新しい遊具等を含めた更改というのはどのようにニーズに答えていくのか、その辺のお考えがあればお聞きしたいと思います。

下條子育て支援課長 先ほども質問がありました中で、5年間の利用実績がほぼ横ばいという状況になっております。やはりこの理由としましては、委員がおっしゃられたとおり、老朽化により施設の魅力が低下しているということも一因ではないかと思っておりますし、また、小さい子供さんを連れた御家族の方にも利用していただきたいんですけれども、例えばベビーカーでの移動が困難であったりとか、授乳室がないとか、そういう面もございまして。そういうことがございまして、今後、利用者の増加に向けて、施設の利用状況の詳細な調査をゴールデンウィーク、それから夏休み期間中に実施しておりますので、それを分析しまして、それらをもとに、愛宕山の施設全体の今後の方向性を、議会の皆さんの御意見をいただく中で検討してまいりたいと考えております。

それから、委員長、続けてで申しわけありませんが、先ほどの遊具の件でございます。高学年遊具が9種類、低学年向けの遊具が1種類、あわせて10種類でございます。

小越委員 先ほども聞いたんですけれども、92ページの清掃業務の外部委託費が、さっきのところは随契のように毎年同じだったんですけれども、ここは毎年金額が違うというのは、考え方が先ほどの男女共同参画推進センターとは違っているのか、どうしてこうなっているのか、教えてもらえますか。

下條子育て支援課長 委託の内容は、毎年、同じでございまして、そういう中で、若干、年度末の清掃とか、開館日数、開催日の日数により違っております。

小越委員 さっきの男女共同参画推進センターと同じように随意契約で、毎年、同じ金額でいって、たまたま今回は開催日が少なかったから、日数の減があったと。わかりました。

それから、96ページの管理体制のところなんですけれども、契約職員6人とあるんですけれども、この契約職員の方の人件費、時間給でもいいですし、日給でもいいですし、幾らなんでしょうか。

下條子育て支援課長 大変済みません。契約職員の単価につきましては、現在、わかりませんので、また後で御報告させていただきます。
(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布と下條子育て支援課長の答弁が行われた。)

小越委員 多分、それが人件費の中に含まれているのかなと思うんですけれども、前回より金額が少なくなっていて、園長、一般職員じゃなくて契約職員の金額が減っているのか、人数が減っているのか、単価が減っているのかを教えてくださいたいと思っております。

下條子育て支援課長 28年度に比べまして人件費が470万円ほど減っておりますけれども、その理由は、28年度に園長が定年退職いたしまして、28年度に退職給付引当金を大幅に引き当てたところがございます。29年度におきましては、園長が変わりまして比較的若い方が園長となっております。また、それに加えまして、29年度は人事異動によりまして若い職員が配置となったため、給料が安くなったところがございます。

小越委員 それで、契約職員を含めて10人で、園長さんがやっているかどうか、わかりませんが、先ほどの古屋委員の質問によっても、安全管理、点検のことが心配で、ライオンの池は水もありますし、管理もしなきゃならないということで、全部が全部、外に出ているわけじゃないと思うんですけれども、安全管理はこの10人でやっているんですか。大丈夫なんですか。ライオンの池なんかは水があるので、プールの監視とまでいかななくても、そこに常時いなきゃまずいと思うんですけれども、この10人で回っていくんですか。

下條子育て支援課長 こどもの国につきましては、96ページのこの10人で管理をしているところがございます。また、巡回を1日4回、また繁忙期には1日5回しております、そういう中でライオンの池につきましてもしっかり巡回して見回しているところがございます。

小越委員 少な過ぎると私は思っているんですけれども、事故があったときの対応のことも含めて、もう少し人数が必要だと思っております。

先ほどの宮本委員、遠藤委員の話の収支差額460万円プラスですけれども、公益財団法人は収支相償の原則ですね。なので、この残った金額は、この青少年協会、ほかにも幾つも指定管理を受けていて、それをもって出資法人の調査によると、青少年協会は収支相償を減らさなきゃいけない、5年間かけて減らせという指示があって、今回、青少年協会は特定費用準備資金に充てているんですね。ということは、この460万円もそこに充てたという理解でよろしいのでしょうか。

下條子育て支援課長 青少年協会につきましては、剰余金について、年度計画をもって剰余金を減らすようにしていると聞いております。また、公益目的事業に充てるとしてありまして、当初の金額から非常に多くの金額を減らして、今年度末には年度末剰余金がゼロになるような、そういう計画をつくっていると聞いております。

小越委員 ちょっとそれは違うと思うんですけども、収支相償を受けて、今回、青少年協会が特定費用準備資金に充てているんですね。でも、これは公益事業の拡大にしか充てられない、修繕に使っちゃいけないんですね。この460万円も、本当は残ったら修繕に充てることができればいいけれども、それはできないんですよ。公益事業の拡大だから、自主事業の拡大だから、この460万円で壊れているトイレを直したいということとはできないんですよ。いかがですか。

下條子育て支援課長 法人のことはちょっとよくわからなくて大変申しわけないのですが、指定管理者との協定により、20万円までの修繕につきましては指定管理に負担していただくことになっております。

中澤福祉保健部次長 私どもは青少年協会のほうを所管しているわけではありませんので、私どもで、お答えできる指定管理者の話をちょっとさせていただこうと。

山田委員長 それはこの委員会においても、今、言うように権限を越えているかどうかの審査、そこまで入れるのかどうか、ちょっと協議をしますので、小越委員、明確に私も答えられないので、質問を変えてくれますか。

小越委員 わかりました。先ほど古屋委員の質問に対して、この外部委託の515万円のうち落石防護が248万円とあったんですけども、たしか補修工事等のところにはそれが載っていないんですけども、それはどういうことですか。外部委託費のその他で落石工事248万円と言ったんですけども、さっきの補修工事等の中には入っていないんですけども、それはどういうことなんですか。

下條子育て支援課長 これは補修工事ではなくて、通路のところで落石がございますので、それを防止するための柵を設置するというので、修繕ではなく委託料として支出しているところがございます。

小越委員 たしか20万円を超えたら修繕と言ったんで、さっき248万円もの工事をしたのを書いていなくて、それを県がやらずに外部委託費の中でやらせた、指定管理者だというのは、さっきの話とつじつまが合わなくなるんですけども、それを委託費だというふうに解釈すれば何でも委託費になっちゃうのであって、ちょっとそれは基準が違うのではないか。だったら、補修工事等のところに248万円を県が出資してやるべき話であって、それを指定管理の中で外部委託248万円も出させたというのはちょっと違うじゃないかと思います。

山田委員長 私もそう思います。これはちょっと問題だな。

委員長が質問しては申しわけないんですが、これは本来の業務の通常業務と、指定管理基本協定書の中に、多分、記載はないと私は思うのですよ。今の御説明のような案件が、今後、あった場合、そのときは県とやはり協議をしているのでしょうか。多分、している。それで、繰り越しもあるからそれでやっていいよと県が判断したのであれば、またちょっと委員会としての対応は変わるんですが。

下條子育て支援課長 こどもの国及び少年自然の家の管理に関する基本協定書というのがございまして、その中で1件につき20万円未満の修繕については指定管理者が行うと。そのほかに、管理業務を実施するに当たりまして、県の承認を受けて乙の費用と責任において改修、改築、増築等を実施することができるという規定がございまして。

山田委員長 なるほど、できる規定。乙というのは、ここで言う指定管理者を指すんですね。県と協議した中で、繰り越しもあるし、するからといって、契約上は大丈夫ですね。わかりました。であると、特に疑義はないということですね。

自主的に、今言うように、今後、県と協議して行ったなど、特記事項か何かに書いてあれば、説明はよかったのかなと思います。

(山梨県立愛宕山少年自然の家について)

宮本委員 利用状況と収支状況について、端的に5問、質問します。1つ目は101ページの1の利用状況、平成25年から5年間の施設利用者数が年々減少していますけれども、理由は何でしょうか。

下條子育て支援課長 利用者数は、平成20年度をピークとしまして、以降、減少傾向となっているところでございます。平成29年度の利用者内訳を見ますと、中学校、高等学校、少年団体の利用が減少しておりまして、これは施設の老朽化による魅力の低下であるとか、施設利用の対象となる児童生徒数の減少の影響があるのではないかと考えているところでございます。

宮本委員 わかりました。大人の利用とか県外の利用に青少年の利用が減っているということで、県外利用、大人の利用と、そういったのもあるという話なんですけど、年齢とか、県内、県外の内訳があるようでしたら教えてください。

下條子育て支援課長 利用者の年齢層でございましてけれども、まず小学生が全体の約7%程度です。中学生が全体の29%程度、高校生が全体の約5%、ボーイスカウトやガールスカウト、スポーツ少年団などの少年団体が18%、大学とか一般企業などのその他区分になりますが、その方が全体の42.2%を占めております。

また、利用者数の県外と県内の利用状況でございましてけれども、延べ利用者数では、県内が約7割、県外が約3割でございまして。なお、団体数で言いますと、県内が団体数としては50%、県外が約50%という状況になっております。

宮本委員 ありがとうございます。今の大学、一般42.2%ということですが、この方々、42.2%の県内、県外の内訳、わかりますか。もしわかれば。

下條子育て支援課長 大変申しわけありません。今、その他の大学、それから一般企業等の研

修等でお使いになっている方の県外、県内の区別はわからないところでございます。大変済みません。また後で御報告させていただきます。
(第1グループ終了前に、県内が4,105人、県外が3,304人で、あわせて7,409人が大学及び一般企業で、45%ほどが県外という状況であると下條子育て支援課長の答弁が行われた。)

宮本委員 収支について、102ページの5の収支状況の下から2番目の収支差額がまた年々増えているんですが、この理由について伺います。

下條子育て支援課長 少年自然の家の収支差額につきましては、支出におきまして、コスト意識を持って経費の削減に努めていただいているところでありまして、結果としてこの金額になっているところですが、具体的に申しますと、人件費につきましては、人事異動により若い職員が配置されたことによりまして、全体的に若くなったということで、人件費の総額は減少しております。また、燃料費におきましても、ボイラーなどに用いるA重油の価格、単価が減少したというようなことによりまして、燃料費が減少しているところでございます。そのようなことから、収支差額が増加ということになっているところでございます。

宮本委員 ごめんなさい、ちょっと確認、A重油下がっているんですか。

下條子育て支援課長 ボイラーで重油を使っているところでございます。

宮本委員 確認ですが、A重油は下がっているんですか。一般論で言うと、何年を基準にするかなんですけれども、基本的に油のWTIとかそういうのによって上がってはいるんですが、契約とかそういったので、長期契約を結んでいてその値段なのか、あるいはポットで買っているのか、どういう、あまり下がっているというイメージ、湧かないんですけれども、そこだけ確認させてください。

下條子育て支援課長 今、4年ほど前におきましてはA重油は100円近くの単価でございすけれども、その後、50円以下に下がっているというような状況もございまして、若干、今、また上がっておりますけれども、単価としては4年前から見ると下がっている状況でございす。

宮本委員 わかりました。これ、昭和48年8月に設置ということで、私より先輩の施設であることは承知しているんですけれども、これまでの修繕、こういった修繕をこの45年間やってきたのか、お伺いしたいと思います。

下條子育て支援課長 修繕につきましては、少年自然の家におきましても20万円未満の小修繕は指定管理者、大規模修繕は県が行うということになっておりまして、これまでも適宜、定期的に修繕を行ってきたところでございます。

特に県におきましては、こどもの国開設30周年の平成13年に耐震化を実施して、また防水、食堂や室内のリニューアルをしまして、大規模改修ということで、1億4,500万円ほどかけて実施したところでございます。その後も、空調設備と給湯管など、適宜、修繕を行っているところでございます。

宮本委員 最後に施設老朽化、修繕しながらも老朽化しているということではあると承知しているんですが、この施設に具体的にどういう問題があって、どのように対処しようとしていくのか、お伺いしたいと思います。とりわけ、多分、修繕費って

より老朽化すればするほど上がっていくと思いますので、そういうのも含めてお答えいただければと思います。

下條子育て支援課長 老朽化による施設の問題として、今、一番大きなものが10カ所ほどある雨漏りの問題でございまして、そのほか、外壁のモルタルの剝離とか、水道管等の設備も老朽化しているというような問題がございまして、こういうものにおきましては、例えば落下防止ネットを設置するとか、必要に応じて修繕するとか、対応しているところでございますけれども、老朽化が厳しい状況でございまして、本年度、施設の健全度調査を実施することになっており、調査結果を踏まえまして、議会の御審議をいただく中で、今後の施設の方向性について検討していきたいと考えております。

古屋委員 今回の宮本委員の関連でございまして、実は事業評価でこの施設は挙がっている施設ですね。昨年度、教育厚生委員会で視察をさせていただきました。中身を見ても、かなりの雨漏りで、中にといがはついたり、あるいは外を見るとひびが入っていたり、こういうようなところもありまして、まさにコンクリートのこういった、私も建築はあまり詳しくないんですけども、施設がもう限界に来ているなど思っているんですけども、100ページにも書いてありますけれども、老朽化対策は、今後、健全度調査ですか、どういう方向でどの程度のいわゆる期間で進めていくのか、スケジュール感を含めてちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

下條子育て支援課長 施設の健全度調査といたしまして、コンクリートの強度の調査をすることになっておりまして、それはおおむね秋には結果が出るということで進めております。それをもとにしまして、庁内でまずは検討していきたいと考えているところでございます。

小越委員 1問だけです。106ページの管理体制の所長さんが、先ほどの愛宕山こどもの国と同じ人なんですけれども、人件費は、先ほどの説明だとこの人の人件費が下がったからというんですけれども、この少年自然の家の所長さんの人件費は、両方から所長というか園長の人件費が出ているのか、いや、人件費や全て先ほどの愛宕山こどもの国から出ているのか、人件費、どうなっているんでしょうか。出どころですけれども。

下條子育て支援課長 所長の人件費につきましては、愛宕山こどもの国のほうから支出しております。案分の仕方が非常に難しいものでございまして、どのように案分するかということも考慮したところ、所長につきましてはこどもの国から支出している、そういうところでございます。

小越委員 そういたしますと、この少年自然の家の人件費2,759万円は、一般職員の方4人の方、契約職員の方6人の方の人件費という理解でよろしいでしょうか。

下條子育て支援課長 少年自然の家の人件費につきましては、正規職員3人、契約職員5人の人件費の分でございます。

小越委員 組織図は一般職員4人と契約職員6人と書いてあるんですけども。

下條子育て支援課長 人数的には所長が1人と職員ということで分けてございまして、

給与の支払いとしましては、正規職員3人、契約職員5人分を少年自然の家で払っているところでございます。

小越委員　　ということは、この4と6という数字の差額の人1人いますよ。その人たちは、この前の愛宕山こどもの国の人とダブっているんですか。そこがわからないんですけども、その説明がないと、愛宕山こどもの国の人件費と少年自然の家の人件費がどう出ているのか、何の根拠なのか。

そうしますと、2,700万円、2,500万円とすると、一般職員が1人増えているということは、200万円しか増えていないんですね。それも愛宕山こどもの国は園長の分も出ているとなると、すごく安い人件費になってしまうんですけども、ここのところを、2つ一緒になって出しているのか、整理して資料をお願いしたいと思います。グチャグチャでよくわからない。

下條子育て支援課長　職員としましては、こどもの国と少年自然の家におきましては、この2つが一体的に管理することが効果的な施設ということがございますので、職員は兼務をしているところがございます。ですので、こどもの国に書いてございます職員10人におきましては、自然の家と兼務しているところがございます。その中で、給与の支払いとしまして、こどもの国におきましては3人分、それから少年自然の家におきましては8人分というような支払いをしているところがございます。

山田委員長　　小越委員、今回、人件費については全部の法人に同じフォーマットでお願いしました。というのは、もう混乱しちゃうから。そういうものが出てこないで、どれが何なのか全然わからないので、人件費はいいですか。

小越委員　　わかりました。

下條子育て支援課長　先ほど私が答えられなかった契約職員の単価について、わかりましたので御報告させていただきます。高卒が7,250円、短大卒につきましては7,500円、大卒におきましては7,750円の日給でございます。

山田委員長　　本来の趣旨は、そのうちここの契約職員は幾らもらっているのかという話。これはあくまで法人が持っている基準の話ですね。ここの契約職員は幾らをいただいているかというのが本来の趣旨だったと思いますよ。

下條子育て支援課長　単価につきましては、ここの職員につきましても法人の契約職員でございますので、単価について変わることはございません。この単価で契約しています。

山田委員長　　そうじゃなくて、この6人の内訳の人件費も含めてどうだという、ですよ、小越委員。これはただ基準を報告受けただけで、この6人はどういう基準で幾らもらっているのかというところまで質問にはあったと私は理解しているんです。

下條子育て支援課長　また御報告させていただきます。
(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布と下條子育て支援課長の答弁が行われた。)

小越委員　　済みません、お願いします。ということは、2つ一体管理しているとなります

と、先ほどのところで、私、安全面が大丈夫かと思ったんですけども、結局、10人でこの施設、2つ見ているということですね。少年自然の家と愛宕山こどもの国を10人で見ているとなると、本当にこの人数で安全確認ができるのか、施設が別々ですから、事故があったとき、誰がそこに飛んでいけるのか対応できるのか。契約職員が6人もいるわけですから、一般職員が、結局、何人いるかわかりませんが、本当にこれで安全管理が確保できるのか疑問だというふうに思っています。

下條子育て支援課長 指定管理者である青少年協会におきましては、こどもの国、少年自然の家のほかにも施設を管理していただいております。職員、法人全体として、研修も含め安全管理に努めていただいていると理解しているところでございます。

(山梨県立あゆみの家について)

遠藤委員 この施設は設管条例によると自立支援と、短期入所と書いてあるんですけども、待機者をなくすように努力しているというお話がありました。利用者は比較的軽度な障害者を対象に自立支援をしているということでしょうか。

小澤障害福祉課長 精神科病院を治療により症状が回復しまして、退院をした精神障害者ということでございますので、入院から退院に向けた方でございますので、軽度の、症状が回復してきている方というふうに私どもも認識しているところでございます。

遠藤委員 そういう中で、自立をしていくことが業務になってくと思うんですけど、再入所されるといった方はいらっしゃるのでしょうか。

小澤障害福祉課長 私どもで把握している中では、最近はいらっしゃいません。利用がそもそもこの施設につきましては、2年間の利用期間と定められております。長期の利用をされていた方、具体的に長期の利用と言いますと1年以上でございますけれども、長期の利用をされていた方につきましては、3年まで利用ができるということございまして、その上限はございますので、基本的には再度利用される方はいないということでございます。

遠藤委員 待機者ですけども、どの程度いらっしゃるのか把握されている分がございませうか。

小澤障害福祉課長 待機者はゼロでございます。理由としますと入院をしながら御希望の方は体験利用していただいている状況でございまして、体験利用しながらその施設、あゆみの家のご自身に合うかどうかというようなことをチェックしていただいている形でございます。

遠藤委員 収支差額が多分にあると思いますけど、29年度1,300万円、28年度1,600万円、この蒼溪会が平成19年からということになりますけれども、この間にも累積の財産がどうなっているのかお伺いします。

小澤障害福祉課長 恐れ入ります、累積の剰余金につきましては、現状申し訳ございません、私の手元にはございませんが、124ページを御覧いただきますと、実は平成27年では1,000万円台という形で収支差額が増加してきているということにな

ります。平成27年度から利用者の方、精神障害者の方へのサービスの向上を図る観点から新たなサービスを始めまして、施設のにも指定を受けて、収入も大きく増えている状況がございます。その関係からこういった形で、平成27年度から1,000万円台の収支差額がでているところでございますが、また累積につきましては確認した上で、御報告させていただきたいと思っております。

遠藤委員 平成27年だったと思いますが、私が指定管理施設・出資法人調査特別委員会の委員長をさせていただいたときにライトハウスで同じような状況がありました。121ページにあるように県から委託料を出していないということなのですが、そもそも指定管理施設とする意味合いがあるのかどうか、その辺はどのように考えていますか。

小澤障害福祉課長 あゆみの家につきましては、設立が資料にもございますよう、平成19年1月でございますが、その当時は障害者の特に精神障害者の自立に向けていろいろな社会的な基盤が整っていない中で、県立施設としてですね、県が建設をし、運営を蒼溪会がしてきたというところではございますけれども、時代の変遷でさまざまな課題が出てくるかと思っておりますので、それにつきまして、委員のおっしゃるようなことも一つの課題だと思っておりますので、それも含めまして今後課題に取り組んでいきたいと考えております。

遠藤委員 長期的にこういった施設が社会の中で重要なものだと思っておりますので、長期的な視野で検討させていただきたいと思っております。財産の累積については、もし書類で出せば出していただきたいと思います。(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布と小澤障害福祉課長の答弁が行われた。)

乙黒委員 こういった障害者が通う施設という部分で、例えば災害や、こういった方々に対する危害を加えるというような事件というのもしろいろ想定されるんですけど、そういう意味でこうした方々の訓練体制、職員の体制ですとか、訓練に対する準備など行っているのか、そういった部分がどうなっているのかお伺いします。

小澤障害福祉課長 まずは、職員の体制でございますが、先ほど御説明させていただきましたが、127ページを御覧いただきたいと思います。施設長が管理者を兼務しておりますけれども、施設長以下11名の職員体制で運営しております。施設長につきましては、施設の管理運営など取り仕切る責任者でございますが、サービス管理者につきましては、利用者の支援計画の策定や評価でございます。また、具体的に生活支援を行っております生活支援、またあと宿直職員が3名という形で運営をしているところであります、日々訓練等を行っているところでございます。まず避難計画でございますけれども、最近の土砂災害等や、御勅使川というような大きな川もございますので、土砂災害マニュアル、あるいは防災マニュアルというようなものを定めまして、避難方法につきまして、あゆみの家では定められておりまして、そのマニュアルにつきましては全職員にしっかり周知徹底をさせるとともに、利用者にもしっかり周知をしているところでございます。また、避難訓練につきましては、火災や地震、また土砂災害を想定しました訓練を2か月に1度実施をしているところでございまして、その際には峡北消防本部の御指導などもいただいているところでございます。

※ 山梨県立防災安全センター【防災局】、山梨県富士川クラフトパーク【県土整備部】、山梨県立青少年センター、山梨県立八ヶ岳少年自然の家、山梨県立科学館、山梨県立八代射撃場【教育委員会】関係

質疑

(山梨県立防災安全センターについて)

乙黒委員 今、説明の中にも少しありましたが、平成25年度からずっと利用実績のほうを見ていると、平成26年度で大きく下がったり、大分波があるように思うんですけれども、その辺のなぜという理由の部分というのはどこまで確認をしているのか、お聞かせください。

小澤防災局次長 利用者の推移でございますけれども、特に平成25年から平成26年にかけて非常に数値が落ち込んでいるところがございます。これにつきましては、平成25年ぐらいまでは、やはり平成23年3月に起きた東日本大震災の影響で入館者数が4万人を超えるという状況でございました。平成26年度につきましては、若干、そういった影響が薄れるということと、ちょうどその年度の途中で防災指導車、起震車でございますが、故障して使用ができなくなったというようなことで、26年度については入館者数がかなり減少したというような状況でございます。

乙黒委員 また、近年、いろいろな災害やそういう部分がやはり皆さんの関心事を高めていると思うんですけれども、その中で、これからもう少し入場者数ですとか利用者を増やしていくために、何か考えられていることとかがあれば教えてください。

小澤防災局次長 先ほど説明させていただいたとおり、起震車が故障して、その後、27年度から新しい起震車を導入をさせていただきました。その起震車につきましては、東日本大震災の揺れも体験できるという起震車でございます。それと合わせまして、センターのほうでも、ソフトということで防災マップづくりだとか、避難所運営ゲームなど、そういったものを導入して利用者増を図っているところですが、今後もさらに利用者数を増加させていかなければいけないということでございます。今までの取り組みに加えまして、人がたくさん集まりますショッピングセンター等に防災指導車、起震車等を持っていきまして、出張講座をさせていただく中で、防災安全センターのPRを行うなどしたいと考えております。

それともう一つ、やはり小中学生、子供にもセンターでの体験が必要と考えております。教育委員会のほうにパンフレット等をお配りをさせていただく中で、普及啓発を図っていきたくと思っています。

あわせて、今年4月から防災基本条例を施行しておりますので、施行している防災基本条例の普及啓発とともに、さまざまな機会を捉えて周知を図っていきたくと思っています。

遠藤委員 59ページの利用者のことについてなんですけど、入館者が4,177人、出張が1万4,000人です。防災指導車というのが、今言う起震車の利用ということですか。

小澤防災局次長 そのとおりでございます。防災指導車が起震車ということでございます。

遠藤委員 先ほどから幾つかのセクションにはお話をしているんですけど、収支差額が、毎

年、出ております。この収支差額の累積が結構あるように思いますけれども、これは消防協会のほうで管理されているという理解でよろしいですか。

小澤防災局次長 指定管理者が山梨県指定消防協会でございますので、消防協会のほうの収入となっております。

遠藤委員 現在高といえますか、どの程度の資産というんですか、金額が保持されているのか、わかりますか。

小澤防災局次長 消防協会のプールしている資産ということでよろしいのでしょうか。申しわけありません、今、現状で資産の金額というのはわかりません。

小越委員 今回の収支差額の78万7,000円なんですけれども、前年度の収支差額に比べて大幅に、プラスですけれども下がっているのはなぜなのでしょう。

小澤防災局次長 60ページをごらんいただきたいと思います。1つは支出のところの修繕費でございますけれども、ここが28年度が48万2,000円に対して137万3,000円ということで、今回、非常に修繕という部分が多かったということが一つあります。もう1点、その下の需用費でございますけれども、ここが昨年度86万3,000円に対して124万2,000円でございますけれども、これにつきましては、今回、指定管理者のほうで新たにパンフレットの印刷とか、教材用のDVDを購入したというようなことがございまして、金額のほう若干28年度より増えているということでございまして、収支差額は逆に減っているということでございます。

小越委員 62ページのところに収支状況の人員費などの義務的経費の比率が高いと書いてあるんですけれども、義務的経費の比率というところに、人員費が679万円ですね。63ページの管理体制を見ますと5人いらっしゃって、5人で679万円、1人当たりが少ないと思うんですけれども、679万円が誰か1人の分のお金を出しているんですか。それとも、ほかのところかどこかから、事務局長やセンター長は違うところから人員費が出ているのか、そこを説明してください。

小澤防災局次長 63ページの管理体制図をごらんいただきたいと思います。まず、事務局長につきましては、山梨県消防協会のほうから出ております。その下のセンター長でございますけれども、センター長については、基本的に非常勤という形でございまして、昨年度は週2日という勤務形態でございます。その下の書記でございますけれども、書記につきましては、センターの委託料の中で3分の1、残りの3分の2は協会のほうで支出をしております。右の防災指導員につきましては委託料の中で支払いをしておりますけれども、週5日の非常勤ということで2名いるということでございます。

小越委員 確認なんですけれども、この679万円の人員費を充てているのは、センター長の非常勤の週2回のお金と、書記の人の人員費の3分の1、それと防災指導員の方の週5日の分ですか。そうしますと、この防災指導員の方はどのくらいの賃金になっているんですか。時間給とか日給とかわかりますか。

小澤防災局次長 防災指導員につきましては、週5日で、基本的に2人とも月額が14万円台となっております。

(山梨県富士川クラフトパークについて)

遠藤委員 先週、クラフトパークに行ってきたばかりで、あんな上にカヌー場があったというのは知らなかったんですけども、今、身延町がそこにしだれ桜を5,000本植えていて、かなり力を入れているということで案内していただいたんですが、このカヌー場の利用実績というのがよくわからないんですけども、1日当たりの稼働率があるんですが、この辺、説明していただけますか。

樋口都市計画課長 309ページの利用率の表でございますけれども、ここで示している稼働率につきましては、公園全体の日当たり利用者になっておりまして、カヌー場につきましてはこのパーセンテージは、営業日当たりの、営業していたうちの利用があった日ということになっているんですけども、午前中も少し説明させていただきましたけれども、これは営業日数当たりの利用人数という割り戻した資料をつくっております、平成25年から順に申し上げますと、平成25年は1日当たり平均24人、平成26年は26人、平成27年は36人、平成28年は35人、平成29年は29人となっております。資料がわかりにくくて申しわけありませんでした。

遠藤委員 このカヌー場はどういう方が利用されているんでしょうか。

樋口都市計画課長 このカヌーですけども、カヌー競技の団体等も利用しておりますが、3歳のお子様から乗れるということで、土日、特に家族連れで来たお子様などもかなり利用されていると伺っております。

遠藤委員 結構、土日はお子様連れのファミリーが多くて、非常にいい公園だと思っておりますけれども、利用者がだんだん増えていっているという状況なんですけど、この辺はどういうPRをしているのか、お伺いいたします。

樋口都市計画課長 公園利用者を増加させるための取り組みでありますけれども、チラシやポスターといったのはもちろんなんですけれども、テレビ、新聞、ラジオはじめ、昨今、ホームページ、あるいはインスタグラムといったSNS、そういったあらゆる媒体を利用して、県内はもとより、特に峡南地方にありますので、静岡新聞等とタイアップして、静岡県向けにも周知をしている状況でございます。

遠藤委員 今年度末までに下山まで中部横断自動車道が開通する予定になっておりますけれども、今後、ますます増えていくことを期待をしておりますが、またそういったことも含めてPRのほうはお願いしたいと思いますが、その辺のお考えはあるんでしょうか。

樋口都市計画課長 今後も指定管理者とよく協議をしながら、より多くの方にPRできるように、さらなる工夫を図ってまいりたいと考えております。

遠藤委員 もう1点、先週、御案内していただいたときに日本庭園があって、上のほう、ゴルフ場との間ぐらいのところに2,400本ですか、しだれ桜を植えた広場というんですか、その真ん中が樹林が邪魔をしているというか、平仮名で言うと「の」みたいな感じで開けていない部分があって、そこがこの桜の景観を阻害しているような話を伺いました。その辺について理解がありましたら。

樋口都市計画課長 しだれ桜の植樹につきましては、身延町が積極的に行っていただいているんですけれども、多分、委員が、今言われたところは、樹林がそのまま残してあるというところがあるんですが、そちら急傾斜地のところがありまして、勾配が緩いところは、ある程度、山を切り開いて植樹ができるんですけれども、あまり広範囲に一気に切り開いてしまいますと、土砂崩れとか、その後、災害も考えられますので、そういったところ、うまく順次できればいいんですけれども、今のところは樹林が残してあるという状況になっているところだと理解しております。

遠藤委員 今後、現場をよく見て、もし対応できるのであれば対応していただきたいと思います。

樋口都市計画課長 身延町ともよく協議しまして、できるだけ桜の名所になるような形で考えてまいりたいと思います。

小越委員 309ページの公園利用者数のところなんですけれども、公園の利用者数というのは、何かカウンターがあるとか、どうやってわかるんでしょうか。

樋口都市計画課長 公園の利用者数というのは、カウントの仕方、さまざまあると思うんですが、実際には完全に実数を捕捉するというのは非常に難しく、クラフトパークの場合ですけれども、レジを通過している人数と、それから月に4日ほどと聞いておりますが、実際、実数をはかった日との補正率みたいなものを計算しまして残りの日を推計していると、そういう状況で計算しています。

小越委員 実数をはかっているということで、かなり正確なラインかなと思いました。

それで、309ページの補修工事等の状況とあるんですけれども、前の午前中の委員会では、20万円以上の補修は県が出すと言ったんですけれども、この富士川クラフトパークの場合は、20万円以上の場合も指定管理者が払っているんですけれども、その取り決めというのは、この場合は20万円じゃなくて幾らかって違うんですか。

樋口都市計画課長 クラフトパークにつきましては、1件60万円以上の修繕等については県が対応するというような形になっております。

小越委員 それと、非常に広い施設だと思っています。カヌーの施設もあったりして安全管理上のことが心配なんですけれども、この警備とか清掃業務、植栽管理は委託していて、清掃する人、警備する人があると思うんですけれども、公園の中の安全管理、いろいろな苦情とか、それからトラブルも含めて、その対応がこの11人、事務局長はしないと思うんですけれども、どうやってやっているんでしょうかと思ってちょっと心配なんですけれども。

樋口都市計画課長 警備、安全確保でございますけれども、まず公園利用者に対する注意喚起、あるいは利用マナーの厳守の徹底などを園内掲示板に掲示する、また、職員によるパトロールを1日2度、朝の早い時間と逆に夕方の遅い時間というような形でやる、また、職員全員で防犯意識を共有するといったような取り組みをするとともに、警察等と連携をしております、特に夏場は駐車場で花火などをする人もいるというようなこともあって、ほぼ毎晩、夜間パトロールに警察に回っております。これは下山の駐在、あるいは南部の警察署ということを知ってお

ります。また、イベント時等も、昨今はソフトターゲット等の話で、テロ対策の対応にもなるということもありますので、結構、私服警官が来ていただけるとか、あるいは日中も、下山交番のほうでパトカーで回ってくれたりとかしているようで、地域ともよく連携していると考えているところでございます。

(山梨県立青少年センターについて)

浅川委員 372ページの利用状況において、昨年度の利用者数が前年度に比べ1万1,000人ほど減少しているという、今、説明があったわけですが、これは主たる理由はどんなところにあったんですか。

保坂社会教育課長 利用者数の減少につきまして、最大の要因、理由に考えられますのは、8月の利用者が減少したということでありまして。昨年、山の日、11日が金曜日になっておりまして、盆休みが長期になってしまったということが考えられます。そのほか、体育施設に関しましては、下水道接続工事に伴いまして、プール利用を休止しました。そのことが影響しているものと考えられます。

浅川委員 全体のこの目標値をずっと見ると80%前後に推移しているんですが、この辺はどういうふうに考えているか。

保坂社会教育課長 目標値に関してということでありまして、青少年教育施設という性質上、団体数の減少、少子化等の影響も当然あるわけですが、それにつきまして、指定管理者ともいろいろ話し合う中で、今後もやはり青少年センターのホームページ等も積極的に活用する中で、施設や事業の内容をイベント開催時期に合わせて広報を行うということ、そして、昨年度からなんですが、新たな取り組みとして、小中高、大学、そして企業に対する営業活動を行うというような努力もしてございます。そして今後は、ショッピングセンター等、たくさん人が集まる場所においてもそういう利用者増への努力をしていきたいと考えております。何よりも、指定管理業者と協議を行う中で、この結果を真摯に受けとめ、利用者の声を傾聴し、臨むことで、継続的に努力を図ると、このように考えております。

浅川委員 それ、次に質問しようかと思ったんだけど、ずっと見て目標値が高すぎるんじゃないか。目標値はどうやって決めているの。

保坂社会教育課長 目標値の設定方法でございますが、過去5年間、平成20年から24年という、24年が過去最大値を記録したということで、この実績数、そして平均上昇率を参考に設定をしております。

浅川委員 この5年間で全然パーセンテージが変わっていないんだから、これは間違いなく目標値が高すぎる。高いことはいいけれども、実績が出ないものをいくら挙げてもしょうがないと思いますので、この辺もしっかりと加味していただきたいと思います。

次の質問ですが、利用者を増やすということは本当に大変なことなんですが、この辺はしっかりと指導もしていかなきゃいけないと思いますし、この辺の取り組みについてきちんとしたものがあれば、さっきの質問とつながっていくと思いますが、取り組みはいかがですか。毎年、同じことをやっていたのでは、この目標値には到達できないと思いますが、例えば、プロジェクトを組んで指導するとかしていかないと、ちょっとこれだけの、20%からの伸びを上げるというのは

大変なことだと思いますが、どうですか。

保坂社会教育課長 委員の御指摘のとおり、目標値の設定方法含め、そして今後の利用者増に向けて前向きに検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

小越委員 幾つかお伺いします。まず最初に373ページの補修工事等の状況で、さっきも聞いたんですけれども、県の負担でやった400万円と67万円があるんですけれども、その一方、指定管理のところはやったところは105万円と76万円とあるんですけれども、これはどういうことになっているんでしょう。さっきの施設は60万円以上でしたし、愛宕山のときは20万円以上は県の負担と聞いたんですけれども、この373ページのこの負担割合を見る限り、どういうことになっているんでしょうか。

保坂社会教育課長 県と指定管理業者のほうで協議をする中で決定をしております。

小越委員 先ほどの富士川クラフトパークは、60万円以上の場合は県が負担する、午前中の愛宕山のときは20万円以上とあったんですけれども、この青少年センターの工事のところはどういう取り決めがあるんですか。幾ら以上は県が出すとかって、そのルールが、そのときの話し合いでどっちが出すって、そうじゃなくて、取り決めが、多分、あると思うんですけれども、それはどうなっているんですか。

保坂社会教育課長 前の話にもありましたけれども、60万円以上という形で、それ以上については協議をしていくということであります。

山田委員長 取決書があるんでしょう。ちょっとそのところを読んでください。

保坂社会教育課長 施設等の修繕、改修、改築、増築または新築については、原則として甲がその必要性を判断し、甲の費用と責任において実施するものとする。ただし、1件につき60万円、消費税及び地方消費税を含む、未満の修繕については乙が乙の費用と責任において実施するものとする。

山田委員長 そうすると、今回は、今の話だと甲が県で、乙が指定管理者ですね。いいですか。今の件について。

小越委員 ということになりますと、このテニスコート一部張りかえ105万円、プール加温用熱交換コイル破損取りかえ76万円というのは、どうして県が負担しないで指定管理者が負担したんですか。それとも、105万円のうち一部、県が負担したものがいいのか、全額、指定管理、青少年協が負担したのか、どうしてこういうことの経過になったのか、わかりますか。

保坂社会教育課長 ただいまの説明ですが、甲にかかわらず、乙が管理業務を実施するに当たって、あらかじめ甲の承認を受けて、乙の費用と責任において施設等の修繕、改修、改築、増築または新築を実施することができると決めがあります。

山田委員長 だから、そのできる規定で協議は今回はしたということだね。

小越委員 ここが曖昧で、どういうときにどうするのか、話し合いの経過、またここは、総括審査でも聞いてみたいと思っております。

それから、374ページの外部委託のその他、金額が大きいんですけども、これ、1,100万円ですね。前年度も781万円もあって多いんですけども、この1,121万円について、昨年より増えているのと、内訳を、主なものでいいんですけども、教えてください。

保坂社会教育課長 その他の項につきましては、主催事業、地域活性化事業開催に伴う委託料、契約、これが増加したものであります。

山田委員長 400万円、いつもより増えているので、まずそれは400万円が増えたという理解ですか。自主事業ですか。

保坂社会教育課長 自主事業と地域活性化事業開催に伴う委託料が増えた分であります。

山田委員長 小越委員は、その400万円増えたけれども、その残りが多けれども、その内訳がわかるかどうか聞いているので、そこについてもお答えください。

保坂社会教育課長 例えば、昨年、平昌オリンピックについて、広く皆さんに見ていただくといえますか、大型スクリーンを用いたパブリックビューイングをしました。また、地元であります甲運地区の子供たち、地域の安全安心な居場所づくりということで、甲府市と連携して甲運地区放課後子供教室を開く、または地域の活性化ということで、小菅村等でも、今、有名になっておりますが、11月にゾンビのイベントを開催いたしました。そのようなことになります。

山田委員長 課長、すみません、前の統一性の問題もあるので、こういうところの記載は、一応、大体、経理上は100万円以上を列記するんです。ここでは例えば51万8,000円のエレベーター管理とか、寝具クリーニングの36万円が載っていて、なおかつこの700何万円ぐらいはその他になっているから、1件当たりの金額が、何をやってそういう説明じゃ困るんです。何々に幾らかかりました、何々が幾らでしたという説明をしていってもらわないと、今までの委員会の統一性が欠けるので、そのような中でお答えをください。

保坂社会教育課長 後ほど資料をお届けいたします。
(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布された。)

小越委員 外部委託のうちの半分がその他になっていますので、これだとよくわからないのでお願いします。

それから、確認なんですけれども、この収入合計のところ施設利用料と事業収入という枠があるんですけども、これは何なんでしょうか。施設利用と事業収入はどこが、具体的にどういうことなんでしょうか。

保坂社会教育課長 青少年センターでありますけれども、この施設、会議室等の施設利用ということと、先ほど申しましたようにさまざまな自主事業等を行っております。これに必要な入場料といいますか、利用料というような形で、事業を行った際に受益者からいただいている収入であります。

山田委員長 それは、疑問が出るな。120万円の収入で、さっきの話じゃ400万円以上かけたということになりませんか。支出が400万円増えたのに120万円しか事業収入が増えていない、そういう今度はちょっと説明がつかないような答弁に

なってきたから。交通整理しろといってもちょっときつい。

すぐに答えられないからいいです。私が、今、思ったのは、小越委員の質問のときの、まずその他のところに400万円かかっているという、そのこと収支の、やはり自主事業をわざわざ大きな、大損を出してまでやるわけではないわけだから、それのときの収入がそのうちの幾らであって、そういう収支もあわせてやはり報告してもらわないと、当委員会の守備範囲の中ではちょっと可とする状況にはないということで、せつかくですからそこは詳細に報告をください。

(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布された。)

小越委員　　もしかしたら、出資法人の事業収入に入っているかと思って、今、聞いたんですけれども、青少年センター自主事業実施状況というところに、県の補助金として青少年育成山梨県民会議事業というのが書いてあるんです。そうすると、県から補助金を受けて、青少年センター自主事業を実施したと、経営状況説明書だと書いてあるんです。ということは、そのお金は県からの補助金がこの事業収入に入っているのかと思ったんです。この青少年育成山梨県民会議事業(県補助金)から来ているお金は、この事業収入に入っているんですか。それとも違う項目があるんですか。その入りと出がちょっとわからないんですけれども。

保坂社会教育課長　　その中に入っておりません。

小越委員　　ということは、この出資法人のところに青少年協会の青少年センター管理運営事業費のところ、青少年センター自主事業実施事業と書いてあって、青少年育成山梨県民会議事業(県補助金)と書いてあるこのお金は、この青少年センター指定管理のお金に入っていなかったらどこにあるんですか。収入というのが、中身の内訳がよくわからない。

山田委員長　　その後の施設も青少年協会なので、統一、網羅する可能性がある。
この分は宿題で、この後も青少年協会があるので、その後、これ以外の質問、ございますか。よろしいですか。一旦、この項目については質問を打ち切ります。

(山梨県立八ヶ岳少年自然の家について)

浅川委員　　先ほどと同じような質問ですが、利用者が減少しているという部分で、結構、夏はかなり予約がとれないような話も、私は地元ですからある程度は承知しているんですが、これ、全体的な原因はどんなところにあったんですか。

保坂社会教育課長　　利用者数が減少している要因ではありますが、宿泊棟が対前年比752名減少しております。主な理由として、前年7月に利用していた県外の小中学校2校の申し込みがなかったこと、それぞれ延べ390人、延べ240人になります。また、県外の高校1校のキャンセルがあったためでございます。キャンプ場につきましては、対前年比501人減少。主な理由として、利用団体数が7団体減ったこととございます。また、県外1団体のキャンセル、そして前年度利用したボーイスカウト山梨県大会の利用がなかったこととございます。

浅川委員　　現状は現状ですが、増やすための取り組みとして、具体的に、例えば去年から契約していないようなところに対して、また再度、働きかけをしているのか、そういう営業活動をしているのか、その辺の取り組みについてはいかがですか。

保坂社会教育課長 八ヶ岳少年自然の家の地域性もありまして、11月から3月までがいわゆる閑散期となっております。この利用者を何とか増やすために、今回、秋、冬季用のチラシを作成し、市町村教育委員会をはじめ体育協会、育成会等に配布し、利用促進を図っております。

浅川委員 その中になかったんですが、星座について、プラネタリウムをあそこは持っています、八ヶ岳全体が、今、星の売りをしているんですが、その辺の取り組みについては何か考えておられますか。

保坂社会教育課長 八ヶ岳少年自然の家の主催事業ということで、今、御指摘のあったとおり、すばらしい星空、星、天空に興味を持ってもらうために、八ヶ岳星空への招待というような事業を行っております。内容的には、専門家によるプラネタリウムの仕組みについての講座とか、地学部の高校生による研究発表を実施したり、星空観察や天文工作では、家族団らんの機会に努めております。

そのほか、特別学習プログラムとして、モデルロケットの打ち上げ体験、これは、製作から打ち上げまで家族で協力しながら行うということで、そのような形で星空への興味関心、こういうものを高めてもらおうという取り組みを行っております。

小越委員 先ほどと連動するんですけれども、381ページの補修の工事の話ですけれども、県が担当したのが48万円で、指定管理者がやったのが98万円、97万円、97万円というように、ここが多いんですけれども、今のさっきの説明と同じように、60万円を超えるものは県が負担するとなっていると、これはどうして48万円を県が負担して、そして60万円を超えるものを指定管理者が負担するようなことになっているんですか。

保坂社会教育課長 緊急性のあるものについては、指定管理者から協議があるものについて行っております。八ヶ岳少年自然の家は20万円です。

小越委員 八ヶ岳少年自然の家は、愛宕山と同じように20万円だと。となりますと、なおさらのこと、指定管理が負担した98万円、97万円、97万円、何でこんなたくさんものを指定管理者に負担させるんですか。これは県が払うべきものじゃないんですか。

保坂社会教育課長 これに関しましては、指定管理者から協議が上がってきたということでございます。

小越委員 やはり本来、県が払うべきものを、さっきもそうでしたけれども、青少年協会にあまりに負担させすぎているなど思っております。

もう1個、聞きたいんですけれども、利用者アンケートを行ったとあるんですけれども、この八ヶ岳少年自然の家では利用者と意見交換会を行ったと、この出資法人の経営状況説明書には書いてあるんです。せっかくいいことをやったのを、この指定管理施設の説明資料には書いていないんですけれども、利用者の代表5名と意見交換会を開いた、八ヶ岳少年自然の家の運営において貴重な意見を聞くことができる機会とした、参加数5人になっているんです。それをここに書いてもらいたいんですけれども、具体的にどのような意見が出されたか、わかりますか。

保坂社会教育課長 申しわけありません。後ほどお持ちいたします。
(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布された。)

浅川委員 どういうメンバーが集まって意見交換をしたか、そのメンバー名もお願いします。

古屋委員 アンケートのとり方なんですけれども、ほかのところは大体人数が出ているんですけれども、この場合は利用団体数で出ています。相対的に利用する団体は全体で幾つあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

保坂社会教育課長 先ほどの質問でございますが、まず最初のほうは地域住民5人ということでありまして。
続いて次の質問であります、300団体という数字であります。

古屋委員 そうすると、かなり高い率でアンケートをとって、300団体がいわゆるこの施設を利用して、そのうちの289団体からとったという、こういう理解でよろしいですか。

保坂社会教育課長 おっしゃるとおりでございます。

山田委員長 そうすると、ちょっと待って、今、浅川委員の説明の答えですか。ちょっと違うかな。

保坂社会教育課長 申しわけありません。その件につきましても後ほど。

山田委員長 課長、後ほどでいいんですが、ここでは質問が出なかったけれども、今回も外部委託費がその他で490万円あるから、今と同じことがこの青少年協会、見えるので、100万円以上ないんであればないで結構ですから、合わせて御報告をいただきたいと思います。
(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布された。)

(山梨県立科学館について)

浅川委員 まず第1に、29年度までは上がってきたけれども、ここで利用者数が減ったんですが、決定的な原因があったんですか。

保坂社会教育課長 利用者数の減の理由でございますが、9月の利用者数が約2,000人減、12月から3月までが約6,000人減ということで、小さい家族連れ等も多いということで、インフルエンザの影響もあるのではないかなと分析をしているところでもあります。

浅川委員 別にそれは例年のことであって、去年、29年度だけ特出した何かがなかったんですか。

保坂社会教育課長 昨年度につきましては、申しわけありませんが特に、今、不明であります。特にこうしたという理由でというところがわかっておりません。

浅川委員 これは原因をもうちょっと追求して、前向きに考えていただきたいと思います。

引き続きまして、404ページ、保険料という部分があります。この28年度の数字が、見ていくとここの年だけ突出しているんですが、これはどんな要因があったのか。

保坂社会教育課長 平成28年度の保険料であります。平成28年度は夏の夏季特別企画展といたしまして、内容が水晶をはじめとする宝飾物などのもとをなす鉱物だったことや、大変貴重なアンモナイトの化石の本物を借りたということでございまして、動産保険が高くなったということでもあります。

小越委員 403ページ、主催事業参加者が増えているのはすばらしいことだと思います。どこのところでもこういう事業をやってだんだん減っていくんですけども、科学館においては主催事業の参加者が増えているのはすばらしいことだと思うんですけども、それが増えた理由って何かわかりますか。主催事業参加者、28年に比べましても増えています。ほかのいろいろな今までやってきた中では少ないんですけども、ここがプラスになっているのはすごい喜ばしいことだと思うんですけども、理由は何かわかりますか。

保坂社会教育課長 ありがとうございます。今までの努力ということもございましょうし、展示物の事業が増えたと考えております。

小越委員 ほかのところの、指定管理者じゃなくて全体にもこういう、どうやったら主催事業、自主事業の参加者が増えていくかというののヒントになればと思ひましてお聞きしました。

それで、402ページの収支差額です。383万円収支差額が出ているんですけども、昨年度、28年度に比べて収支差額、若干減っているんですけども、それはどうして減っているのでしょうか。

保坂社会教育課長 指定管理の委託料が落ちているため、そこが影響しているものと考えられます。

小越委員 収入のところはレストラン収入というのが60万円ずっとあるんですけども、右側のアンケートの中で、レストランの味とレストランの接客の評価が低いんですけども、レストラン収入60万円というのは、レストランを運営している会社から定額の収入というか、代金というかを受けているという理解でよろしいでしょうか。

保坂社会教育課長 レストランにつきましては、家賃といいますか、場所代といいますか、一月5万円掛ける12カ月ということで60万円という形であります。

小越委員 ということになると、レストランをやっている業者は、もちろん青少年協会ではないということですね。だけど、このレストラン手洗い器修繕1,000万は青少年協会が負担したということなんですか。レストランを運営している会社ではなくて、青少年協会が出したというのは何か理由があるんですか。

保坂社会教育課長 大変申しわけありません。表記の仕方でありまして、403ページの3、補修工事等の状況、レストラン手洗い器修繕とありますけれども、これは、単独ではありませんで、ほか74件分も入れてあります。申しわけありません。

小越委員 一番下に74件と書いてある。よくわからない。

保坂社会教育課長 大変申しわけありません。トップライトフィルム張りかえ工事ほか74件、これがそのまま上へ、レストラン手洗い器修繕等の上に乗るといふことであります。

山田委員長 ちょっと待って。課長、今は1,000万円のことがまず大きい問題になっているんだから、1,000万円は、これ、レストラン手洗い器修繕ほか74件ですか。

小越委員 これ、もう1回、資料、正しいのをもらいたい。わからない。

山田委員長 ですね。やはり記載が、ここだけちょっと、これだと誤解を受ける記載になるので。

いいですか、やり直してください。合わせて外部委託費その他の欄が2,100万円ということで、この青少年協会の経理は同じ人がやっているんですかね。記載がまちまちで、同じ会計の基準でやっているように思えないんだけど。それか、この表の書き方なのか、ちょっと気になります。青少年協会の事務方というか、経理というか、記載の仕方がもうあまりにも波があり過ぎちゃって、単体で見ている分には変わらないけど、これだけ連続して見ているとちょっとおかしいなと。

小越委員 さっきの修繕となっているのは、この表そのものを、ちょっと違うと思うので、新しいしっかりしたものを出してください。

(8月9日の部局審査の開始前に、各委員の席上に資料配布された。)

404ページの企画展委託業務というのがあるんですけども、これはどこか外部に出して企画展をやってもらったということなんですけれども、これは指定管理業務は公益事業だから違うかどうかわからないんですけども、収益事業として、この科学館でプラネタリウムの番組の配給事業をしたというのがあるんですね。それで92万円の収益事業があるんですけども、それはこの収益事業だから、指定管理のこの中には収入として入ってこないという理解でよろしいんでしょうか。プラネタリウムを、この出資法人のところに行くと、利用者支援サービスとして、例えば宇宙に関する各種製品の販売を行った、自動販売機による販売というのがあるんですけども、プラネタリウム番組配給事業、オリジナル番組を他館へ配給した、92万5,000円って収入があるんですが、それはこの中のどこかに入るんですか。公益事業だから、これ、収益事業、別だから入らないということですか。

保坂社会教育課長 委員のおっしゃるとおり入りません。

(山梨県立八代射撃場について)

乙黒委員 今、説明の中で、利用状況で、県外が減少しているという表現があったんですけども、今、利用者数の県内と県外の割合はどのくらいなのか、お答えいただければ。

前島スポーツ健康課長 平成29年度につきましては、利用者数1,974人のうち、県内が1,440人、県外が534人であります。その比率は、県内が73%、県外が27%となっております。県外利用者の割合が減少傾向となっております。

遠藤委員 437ページ、利用者の意見で、室内が暗いとかトイレが汚いというのがあるんですが、この辺の修繕は特にやっているような形跡はないんですけれども、この辺の対応はどのようになっているんでしょうか。

前島スポーツ健康課長 利用者の御意見として、トイレが汚いとかいうことがございますけれども、八代射撃場につきましては、現在、屋外のほうのトイレがくみ取り式の和式便所となっております。ただ、この和式のトイレを浄化槽から全てやり直しますと2,000万円以上の経費がかかるということで、やはり費用対効果とか緊急性とか、そういったもので、現在、修繕ができていないという状況でございます。

遠藤委員 スポーツ健康課としてそういう対応でいいのかな。スポーツ振興を進める上でそういう対応でいいのかなと思うんですが、その辺についての考えはいかがですか。

前島スポーツ健康課長 今、屋外のトイレについて説明をさせていただきましたけれども、管理棟の中には、多目的トイレということで洋式化したトイレがございまして、スモールボアという射場とかエアライフルという射場から歩いて1分ぐらいのところがございますけれども、そのところ、不便なんですけれども、そちらのほうの洋式のトイレを主に利用していただいているという状況でございます。

上田副委員長 434ページ、細かいことで申しわけないですが、5番で利用者が減っているということで、公式大会は全て電子標的であるが八代射撃場は電子標的じゃないことや、重量のある標的等々施設利用率の低下につながっているということがあったり、先ほど遠藤委員が言ったようにトイレの話とか、いろいろなことが改善できていないというか、それなのに満足度が95%なんだけれども、そこというのはどういうふうに解釈すればいいのかなとちょっと疑問に思ったんです。いかがでしょう。

前島スポーツ健康課長 八代射撃場につきましては、昭和59年に開場いたしまして、国体の会場にもなったところでございます。34年が経過をいたしまして大変古くなってございますけれども、嘱託員2名が、草刈りとか射場の中の清掃とか、そういったものをきちんとやっているということで、気持ちよく使っていただいているため、満足度が高いと考えております。

上田副委員長 そういことですか。例えば、この質問の中に、幾つかあるじゃないですか。アンケートで、例えば料金が安いとか、射撃場に来る人たちが毎日いるとか。例えば料金が安いから満足しているのかなというようなことも思うんですけれども、そういうデータみたいなものは分析されたのかどうか、教えてほしいんですが。

前島スポーツ健康課長 先ほど御説明させていただきました神奈川県立伊勢原射撃場と比べますと、八代射撃場の料金については安くなっております。そういったことも含めまして、満足度につきましては料金のところが全て満足、どちらかといえば満足ということになっているかと思えます。

小越委員 438ページの利用状況のところ、7月から9月及び3月は無休営業にするということはずっとやっていると思うんですけれども、職員3人の体制で無休でやるということはどういう体制でやっているのか。3人で年中無休というか、3

カ月間ずっと無休でやるというのはちょっと困難ではないかと思うんですけども、それはどうなっているんでしょう。

前島スポーツ健康課長 八代射撃場につきましては、所長が兼務でございますので、嘱託員2名ということでございます。八代射撃場は、射撃ということで、免許を持っていませんとここの管理ができないということで、嘱託員2名を採用しているところでございます。嘱託員につきましては、週休3日ということで、基本的には射場に1人いる体制、2人いる場合は大会がある場合ということでシフトを組んでおります。

小越委員 ということは、そこにいる職員の人は、毎日、1人しかいないということですね。

よくわからないんですけども、ここは県立の施設ですね。民間の施設で、山梨県内でもこういう射撃ができるところがあるのでしょうか。

前島スポーツ健康課長 申しわけございません、今、データを持ち合わせておりませんので、後ほど、民間の射撃場があるかどうかを確認させていただきたいと思います。(8月9日の部局審査の開始前に、委員長からスポーツ健康課長より説明があった内容について報告した。)

小越委員 射撃のスポーツ人口もあると思うんですけども、大月射撃場とかでクレー射撃競技とか、山梨県体育祭りを大月射撃場でやっているわけですね。先ほども遠藤委員からありましたし、上田副委員長からもあったんですけども、普通、今までのいろいろな指定管理施設を見てきますと、指定管理者や県がお金を出してトイレを改修したり、いろいろな修繕をしているんですけども、ここに関してはすごい要望がたくさんある、今どきくみ取りの和式なんていうのは私も見たことが、本当に女性だったら、多分、使えないと思うんですけども、ここに県教育委員会に対して予算要望を行っていくというふうに書いてありますけれども、県立の施設なのに、どうしてこの施設はほかの施設に比べて緊急の対応をしない、トイレの改修、ほかのところはしていますね、ウォシュレットにしてほしいというからやりますとか出ているけれども、八代射撃場はどうしてこのように対応を後回しにしているというか、しないんでしょうか。

前島スポーツ健康課長 トイレの洋式化につきましては、経費がかかることでございますので順次やっております。本年度ですと境川の自転車競技場で、これもやはり和式でございますけれども、本年度、やっております。優先順位とか、あとは費用対効果、そういったものを総合的に勘案して、順序立ててやっているというようなことでございます。

小越委員 最後に聞きたいんですけども、八代射撃場について、今後、どのように考えていくんでしょうか。県立の施設ですけれども、利用人数も少ない、老朽化している、費用対効果を考えて修繕の手当をとろうとしないとなりますと、ここの県立の射撃場を、今後、どのようにしていくのか、検討する流れですとか、新しく作り直すのか、やめてしまうのかも含めて、どのような筋道というか、考えているところがあるんでしょうか。

前島スポーツ健康課長 このライフル射撃につきましては、国体の41種目の1つでございます。そういったことから、これを閉鎖するという事は考えておりませんが、建

物が古い、施設が古いということでございますけれども、できるだけ長く使えるよう、維持修繕を行いながらやっていきたいと考えております。

浅川委員　私も、今、小越委員が言われたように、前向きに、5年先なのか、10年先かはわかりませんが、ぜひ計画を立てていただきたいと思います。要望です。

山田委員長　要望としてお聞きください。

その他　・ 部局審査及び現地調査の結果を踏まえ、意見がある場合は、審査意見書の様式により、8月23日までに事務局あて提出することとされた。

以　上

指定管理施設・出資法人調査特別委員長　山田　一功